

京都府行政不服審査会の議事要旨

- 1 開催日時 令和4年4月4日（月）
午後1時30分から午後2時まで
- 2 場 所 京都府庁第1号館1階第1会議室
（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）
- 3 出席者 岩崎文子 委員
岡川 芙巳 委員
北村和夫 委員
杉江正徳 委員
西村幸三 委員
- 4 議 題
 - (1) 会長の互選について
 - (2) 会長代理の指名について
 - (3) 議事録署名人（合議体総会・運営会議）の指名について
 - (4) 合議体について
 - (5) 審査会の運営について
 - (6) 京都府行政不服審査会運営規程の一部改正について
 - (7) 行政不服審査法に基づく主張書面等の閲覧等に関する規程の制定について
 - (8) 今後のスケジュールについて
- 5 議事概要
 - (1) 会長の互選について
会長に北村委員が選任された。
 - (2) 会長代理の指名について
会長代理に西村委員が指名された。
 - (3) 議事録署名人の指名について
議事録署名人について、第1順位として西村委員が、第2順位として岩崎委員がそれぞれ指名された。
 - (4) 合議体について
調査審議を行う合議体として引き続き2部会を設置することとし、第1部

会については岩崎委員、岡川委員及び北村委員が、第2部会については小谷委員、杉江委員及び西村委員が担当することとした。

(5) 審査会の運営について

第1部会は主に健康福祉部の主管に属する事務を、第2部会はその他の事務を担当することとした。

除斥委員の取扱いについて引き続きそれぞれの委員の専門分野に対応した委員が担うこととした。

第1部会長に北村委員が選任され、部会長代理に岩崎委員が、議事録署名人に岡川委員が指名された。

第2部会については、次回第2部会長において部会長等を決定することとした。

(6) 京都府行政不服審査会運営規程の一部改正について

運営規程を一部改正し、審査会に諮問を要しないものと認められる場合とするものを追加し、及び主張書面等の閲覧等の実施に関する事項の定めることとした。

(7) 行政不服審査法に基づく主張書面等の閲覧等に関する規程の制定について

主張書面等の閲覧又は交付の実施に関し必要な事項を定める規程を制定することとした。

(8) 今後のスケジュールについて

今後の審査会のスケジュールを確認した。